

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所
株式会社 三上砕石
青森県弘前市大字藤野2-4-1

2. 指名停止措置期間
平成26年5月19日から平成26年7月18日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲
東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

株式会社 三上砕石は、東北森林管理局津軽森林管理署長と平成19年7月17日付で契約した第1期土石採掘区域の地上立木の伐採において、売買契約区域外の第2期土石採掘区域の地上立木を伐採したほか、保安林解除予定区域を逸脱して作業路を作設し無許可で立木を伐採及び損傷させた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号（不正不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については2ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 剣持 賢一 電話018-836-2070